平成２９年（フ）第１０７号
神奈川県大和市鶴間２丁目14番８号　グループリビング大和103号
債務者　森田　昌一
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４２号
横浜市旭区上白根２丁目46番６－103号
債務者　西山　高光
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５７号
横浜市保土ケ谷区西久保町165番地　サニーハイツ216号
債務者　三ツ橋巧人
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５８号
神奈川県藤沢市善行団地７番２－303号
債務者　鈴木　富夫
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７号
東京都八王子市鹿島16番地３－406
債務者　山中　和稀
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９５号
横浜市南区浦舟町３丁目34番地12　日神パレステージ横浜南908号
債務者　諸橋聡一郎
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５６号
横浜市保土ケ谷区峰沢町178番地３　Ｃａｓａ　Ｃｏｌｉｎａ峰沢町201号
債務者　横森　則勝
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月28日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５８５号
東京都葛飾区高砂２丁目27－11－304
債務者　中島　　誠
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５９８号
東京都江戸川区東葛西６丁目46－16　サンシティスガＮｏ．３－102
債務者　鷲尾　　章
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６３７号
千葉県市川市南行徳１丁目３－26　第二ミングルヤジマ305
債務者　林　　靖治
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６５号
東京都府中市四谷１丁目49－13　ル・クレールＢ－102
債務者　佐々木洋平
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６７号
東京都品川区南大井３－21－11－605
債務者　桧山　和美
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６６９号
東京都豊島区巣鴨５丁目16－５－306
債務者　稲毛　親武
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７２号
東京都品川区南品川２丁目15－22－401
債務者　渡邉　理奈
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７５号
東京都荒川区東尾久４丁目１－14－701
債務者　平野　美鈴
1　決定年月日時　平成29年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部